

平成26年 年頭所感



特許技監
木原 美武

新年明けましておめでとうございます。2014年の年頭に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

2014年は、特許庁にとって大きな節目となる重要な年です。

これまでの10年を振り返りますと、2002年に知的財産戦略大綱が策定されて以降、特許庁は、特許審査の迅速化・的確化を最大の課題として捉え、2013年度末までに審査順番待ち期間を11か月にするという長期目標（FA11）に向かって、制度ユーザーの皆様等のご協力を頂きながら日々努力をしてきました。今年は、これまで積み上げてきた地道な努力を結実させる重要な年になります。

一方、この10年間で、知的財産政策の前提となる経済社会状況は大きく変容しています。研究開発や企業活動のグローバル化の進展に伴い、更なるイノベーションと企業収益の増進を図るため、大企業のみならず中小企業等にとっても海外を含む知的財産戦略の重要性が一層増しています。また、特許を巡る国際協力や交渉の舞台も、既存の日米欧の三極体制に加え、中韓も交えた五庁、更にはASEAN各国やインド等の新興国にも拡がりをみせています。このような状況の中で、各国政府間で、自国の国際競争力強化の観点から、如何に自国の制度をユーザーフレンドリーに、またイノベーションを喚起するものとするかという知的財産分野の「制度間競争」が起きていることを認識する必要があります。そして、産業界からは、これらの主要国や新興国においても、我が国と同様に円滑かつ予見性を持って特許取得・活用できる環境の整備を求める声が強まっています。

これらを背景として、昨年6月7日に閣議決定された「知的財産政策に関する基本方針」には、今後10年で知的財産における世界最先端の国となることを目指し、「国内外の企業や人を引きつけるような世界の最先端の知財システムを構築すること」、「我が国の世界最先端の知財システムが各国で準拠されるスタンダードとなるよう浸透を図ること」等が目標として掲げられています。また、同月14日に閣議決定された「日本再興戦略（Japan is BACK）」では、知的財産戦略の強化が成長戦略の大きな柱の一つとして取り上げられるとともに、「国際的に遜色ないスピード・質の高い審査の実現」が掲げられ、昨年12月5日に閣議決定された「好循環実現のための経済対策」の中でも、「世界最速かつ最高品質の知財システムの実現」が掲げられています。

したがって、今年は、これらの方針を踏まえながら、世界最速かつ最高品質の特許審査を実現するため、総力を上げて取り組み始める重要な年でもあります。

（特許審査の迅速化）

この10年間、世界最高水準であるFA11の達成を目指して審査順番待ち件数を大幅に減少させてきましたが、それは決して楽な道のりではありませんでした。出願内容の高度化・複雑化が進み、先行技術調査の対象となる蓄積文献数が増加し、更にはPCT国際出願件数が増加する等、審査処理負担は年々増加しています。こうした中、特許庁は、約500名の任期付審査官の確保や先行技術文献調査の外注の拡大等の審査体制の強化や審査の効率化を図りながら、審査実務に全力で取り組んできました。また、制度ユーザーの皆様にも特許審査に係る各種取組への御理解御協力を頂きました。その結果、今年度の下半期に入る時点で、審査順番待ち件数が22万件台、そしてFA期間は13.1月まで来ることができました。これまでの特許懇会員の皆様のご尽力に感謝するとともに、確実にFA11を達成できるように引き続き審査実務を円滑に進めていきたいと考えております。

来年度以降も、これまでの累次の総合的な施策により実現した、果実ともいべき審査順番待ち件数減少の状態を堅持していく必要があります。また、これまで、審査順番待ちの期間短縮を目指してきましたが、知的創造、権利設定、権利活用の知的創造サイクルを加速する上で、最終的には早期の権利化が求められます。欧米等でも同様の傾向にあり、例えば、米国は2017年までに最終処分までの期間を平均20か月以内とする目標を掲げています。特許庁においても、知的創造サイクルの加速を支援していくため、最終処分までの期間を短縮すべく必要な審査体制の維持・強化に努めるとともに、着実に実施するための様々な施策を展開していきます。

（特許審査の品質の維持・向上）

グローバルな事業展開を支援し、イノベーションを促進する上で、国際的に信頼され、世界に通用する高品質な特許権は不可欠なものとなります。こうした特許権には、後に覆ることのない法的安定性を有する強さと、発明の技術レベルや開示の程度に見合う権利範囲の広さを備え、産業上役に立つものであることが求められます。そのため、特許庁は、迅速性を堅持しながら、こうした「強く広く役に立つ特許権」を設定する特許審査を行っていく必要があります。

この高品質な特許権を設定する体制の確立のため、特許審査の品質マネジメントの基本原則となる「品質ポリシー」と、特許審査に関する品質マネジメントシステムを示す「品質マニュアル（品質

の手引」(仮称)の検討を進め、今年度内に策定します。加えて、国内外の出願人や海外特許庁の理解を助ける解りやすい審査基準となるよう、現行の特許審査基準を大幅に見直していきます。

昨年実施しました特許審査等の質に関する大規模なユーザーアンケートにおいて、質全般については9割近くのユーザーから一定の評価を頂いていますが、外国語文献の調査が不十分等の特許権の不安定さに関連する指摘や、進歩性、記載不備等に関する審査のばらつきに対する指摘も少なくありません。さらに、我が国出願が相対的に減少し、結果として日本語文献に対し、中国語文献や英語文献が急増している状況において、安定した特許権を付与するためには、これら外国語文献調査の必要性が一層増しています。そこで、これまで以上に外国語特許文献調査の外注拡大を含め、その充実化を図るとともに、英語のみならず中国語や韓国語を含む非日本語特許文献を日本語で検索可能な環境の整備、更には国際的な調和を視野に入れた特許分類の再整備に積極的に取り組んでいきます。

加えて、品質担当官の増員などによる品質管理体制の整備や面接・協議の拡充などの品質向上に向けた取組を一層充実していきます。

また、制度改正を予定している特許付与後レビュー制度(仮称)は、先に述べた世界に通用する高品質な特許権の設定に欠かせない制度であり、意匠法や商標法の改正とともにその導入を早期に実現することが重要と考えています。

(海外特許庁との連携・協力の強化)

企業の経済活動のグローバル化の進展に伴い、欧米のみならず中国や韓国、更にはASEANやインドをはじめとする新興国での知的財産権の確保が急務であり、こうした国々で予見性を持って円滑に権利を取得しうよう、制度・運用の調和と審査協力の重要性が増しています。

特許庁は、これまで2006年に特許審査ハイウェイ(PPH)を提唱し、2011年に五庁会合等での制度調和の議論を提起するなど、国際的にも主導的な役割を担ってきており、引き続き国際的な議論をリードしていきます。

PPHは、2006年に我が国が世界に先駆けて米国と開始して以降、昨年11月現在で世界30か国・地域まで枠組みが拡大しています。また、国際特許出願(PCT)も対象とする「PCT-PPH」や、出願の順序を問わない「PPH MOTTAINAI」を開始するなど、出願人の利便性の向上に努めてきました。しかし、これまで二国間の取り決めで行われてきたため、国によってPPHの要件が異なるなどの不便を指摘する声も聞こえており、手続の標準化・簡素化が求められていました。そのような課題に対応すべく、今年1月からグローバルPPHが開始されることになりました。これにより、グローバルPPHに参加した知財庁の間では、すべてのPPHが利用可能となり、国によりどのPPHが利用可能なかを区別する必要がなくなります。将来的にこの枠組みが拡大することで、PPHはより便利な制度になり、制度ユーザーの皆様が、早く安く確実な特許権を取得でき、また、各国特許庁のワークシェアリングにより一層資すると期待されます。

また、ワークシェアリング推進のためにはIT基盤を整備して、特許審査情報のさらなる活用を促進させることも必要です。その

ため、昨年6月に米国で開催された五大特許庁長官会合において、各庁の審査官がワンストップで他庁の特許審査情報を参照可能とするシステム(ワンポータルドシエ)を正式稼働することが承認され、既に実施されています。さらには、五庁の枠組みを超えて世界中のより多くの国の特許審査情報にアクセス可能とするシステム(グローバルドシエ)の実現を目指すことが合意され、今後、我が国特許庁の特許審査情報は五庁のみならず多くの特許庁の審査官が利用可能となると共に、将来的には外部ユーザーの皆様も利用することができるようにする予定です。その実現により、諸外国において、早期に安定した権利の取得が期待されます。

制度・運用の調和については、日米欧特許庁と欧州主要国(英、独、仏、デンマーク)の特許庁とからなるテゲルンゼイ会合や、日米欧中韓の五大特許庁会合における特許制度調和専門家パネルからなるIP5/PHEP(特許制度調和専門家パネル)といった枠組みを活用し、ユーザーを交えつつ、積極的に制度調和に向けた議論を推進してきました。加えて、昨年11月の日中韓特許庁長官会合において3国の特許審査判断の相違を最小化するための取組等について意見交換を行う等、多くの枠組で国際調和に向けた議論が進められています。今後それらをより一層推進していくことが重要です。他方、ASEAN等の新興国においては、欧米や中国・韓国等の主要国に比べて、その制度・運用の整備状況は国毎に異なった発展段階にあります。そのため日本としては、国際審査官協議に加え、国際研修指導教官の派遣、海外駐在職員の活用を通じ、これら新興国の発展段階やニーズにあわせた連携・協力を一層進めていく必要があります。

(特許庁業務・システム最適化計画の推進)

以上述べてきたような施策を着実に実施していくためには、特許庁の根幹を形成する情報システム面の整備を進めることも不可欠になります。特許庁は、昨年3月15日に、「特許庁業務・システム最適化計画」を改定しました。この計画では今後10年程度で特許庁の情報システムを更新することとし、前半5年程度(平成29年度まで)で中国・韓国語の特許文献に対応した機械翻訳・検索システムの構築、新商標・新意匠等の制度改正対応、ユーザーへの情報提供の迅速化、国際出願の電子処理拡大等の優先度の高い政策課題に対応したシステムを集中的に開発し、後半5年程度(平成34年度まで)ですべての業務システムを最適化することを予定しています。本計画を着実に実施するため、特許庁一丸となって本計画を推進していくことが重要です。

(特許と意匠の連携)

意匠制度もハーグ協定への加盟も含め、特許と同様に国際的に大きく展開して行かなくてはならない時代となっています。また、企業においても特許戦略と意匠戦略の融合化が進み、事業起点型での知財戦略が打ち立てられる時代となっています。

昨年7月の特許庁の組織再編により、意匠課及び意匠審査部門が審査業務部から審査第一部に移り、調整課、特許審査部門と同じ部内で仕事を進めていく組織体制となりました。これまで以上に、両分野が強く連携して各種施策に取り組んでいきます。

最後になりましたが、今年が皆様にとって良い年になりますよう祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。